

JR芸備線周辺の市営駐車場のご案内

市ではJR甲立駅、吉田口駅、向原駅周辺駐車場の利用を推進しています。各駐車場には月極利用、一時利用のスペースがあり、現在、指定管理者により管理を行っております。月極駐車場ご利用の際は、次の申込み先へお問い合わせ下さい。

●JR甲立駅駐車場
株式会社 こうだ二一
☎45-5310

●JR吉田口駅駐車場
小原地域振興会（駐車場窓口）
☎090-2294-2234

●JR向原駅駐車場
安芸高田市商工会
利用受付は「ふるさとネットやすらぎ会」で行っています。
☎46-3987

●料金
・月極：一ヶ月 3,200円
・一時利用：一日 400円
甲立駅・向原駅は発券機をご利用下さい。吉田口駅は料金箱を設置しております。

管理課
☎47-1201 ☎47-1206

安芸高田市奨学金返還免除制度が始まりました

安芸高田市では平成29年4月より若者定住促進の取り組みとして、安芸高田市の奨学金を利用していただいた方に対して、安芸高田市に居住している場合、市内に居住している期間の奨学金返還額（規則で定めた分納額）を免除する制度を創設しました。

●対象者
安芸高田市の奨学金を利用し、その貸付金の返還が開始する、又は返還中の方

●免除要件
・安芸高田市内へ居住していること
・返還免除決定がされるまでの奨学金返還金が未納でないこと
・市税等の滞納がないこと

●免除期間
安芸高田市内へ居住する期間
※「安芸高田市奨学金」のみが対象です。

教育総務課
☎42-0049 ☎42-4396

災害時における物資の調達に関する協定に調印

3月27日（月）、広島県LPガス協会広島北地区協議会と安芸高田市は「災害時における物資の調達に関する協定」を締結しました。

この協定は、災害時におけるLPガスや関連器具（炊き出し用コンロなど）の供給をより迅速に実施できるように、市内を業務エリアとするLPガス事業者の団体と連携し、災害支援体制を確立するものです。

この協定締結により、地震や風水害などで大規模な被害が発生したときに避難所等で生活を維持していくための熱源確保ができ、災害時の市民生活の安定を図ります。



危機管理課
☎42-5625 ☎42-4376

5月1日～7日は憲法週間

裁判所では、5月3日の憲法記念日を中心とした5月1日から7日までを憲法週間と定めています。これは憲法の精神や司法の役割を国民の皆さんに理解していただくことを目的とするものです。

全国各地の裁判所では、例年この時期に、法廷等見学ツアーや各種説明会などの憲法週間行事を行いますので、是非ご参加いただき、裁判所をより身近に感じ、裁判所や裁判についての理解を深めていただければ幸いです。

各種行事については、裁判所ウェブサイト <http://www.courts.go.jp/> の各地の裁判所のページをご覧ください。各裁判所の総務課にお問い合わせください。

広島地方裁判所見学の案内

広島地方裁判所では、10名以上の団体を対象に、裁判所の説明、法廷見学や裁判傍聴などを内容とした裁判所見学を実施しています。広島地方裁判所総務課広報係（☎082-22810430）までお気軽にお問い合わせください。詳しくは裁判所ウェブサイト (<http://www.courts.go.jp/hiroshima/>) をご覧ください。

災害時におけるし尿収集運搬等支援協力に関する協定に調印

3月15日（水）、(株)国司衛生興業、(株)高田環境、(株)之丸衛生社及び広島県環境整備事業協同組合と安芸高田市は「安芸高田市の災害時におけるし尿収集運搬等に関する協定」を締結しました。

この協定は、災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬や、下水道関連施設の緊急対応、応急復旧などの業務について市内を業務エリアとする事業者と連携し、災害支援体制を確立するものです。

この協定締結により、地震や風水害などで大規模な被害が発生したときに、避難所等での生活衛生環境の確保ができ、災害時の市民生活の安定を図ります。



上下水道課
☎47-1204 ☎47-1206

courts.go.jp/hiroshima/ をご覧ください。

広島地方裁判所総務課広報係
☎082-22810430

黒い雨体験者相談・支援事業巡回相談会

今年度も引き続き、原子爆弾投下直後に降った黒い雨により、今も健康不安を抱える人に対する相談支援事業を行います。

巡回相談（保健師相談から専門相談までを一括して行う）を希望される場合は、予約が必要です。予約締切日までに社会福祉課までご連絡ください。

なお、保健師相談は、市役所健康長寿課で、月曜日から金曜日（祝日を除く）の8時30分～17時15分まで随時行っています。

※巡回相談会にお越しの際は、健康診断結果の写しなど、ご自身の最近の健康状態がわかるものをお持ちください。

公共交通機関や介護タクシー等を利用して400円以上の交通費を負担した方については、交通費の助成があります。（事後払い）

臨時福祉給付金（経済対策分）の申請はお済みですか

基準日（平成28年1月1日）において、安芸高田市の住民基本台帳に記録されており、平成28年度分の市民税が課税されていない方には、対象者1人につき一万五千円の臨時福祉給付金を支給しています。

ただし、ご自身を扶養されている方が課税される場合や、ご自身が生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外となります。

申請書は、対象世帯の代表者宛に市税務課を通して2月28日に発送しています。申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付して、返信用封筒にて返送してください。

申請の受付期限は6月1日までです。受付期間を過ぎると給付することができません。必ず期限内に申請を済ませてください。



臨時福祉給付金専用ダイヤル
☎42-5626

巡回相談日	場所	予約締切日
5月18日（木）	安佐北区総合福祉センター（広島市安佐北区）	4月27日（木）
6月8日（木）	安佐南区総合福祉センター（広島市安佐南区）	5月25日（木）
6月29日（木）	豊平保健福祉総合センターそよかぜ（北広島町）	6月15日（木）
7月20日（木）	湯来南公民館（広島市佐伯区）	7月6日（木）
8月24日（木）	安佐公民館（広島市安佐北区）	8月10日（木）
9月14日（木）	安公民館（広島市安佐南区）	8月31日（木）
10月26日（木）	川・森・文化・交流センター（安芸太田町）	10月12日（木）
11月16日（木）	佐伯区役所別館（広島市佐伯区）	11月2日（木）
12月14日（木）	安佐北区総合福祉センター（広島市安佐北区）	11月30日（木）
1月11日（木）	安佐南区総合福祉センター（広島市安佐南区）	12月21日（木）
2月15日（木）	安芸区総合福祉センター（広島市安芸区）	2月1日（木）

社会福祉課
☎42-5615 ☎42-2130
健康長寿課
☎42-5633 ☎47-1282